

湖東地区斎場の運営に係る基本方針

令和8年2月2日

潟 上 市

八 郎 潟 町

井 川 町

1 運営に至る経緯

湖東地区行政一部事務組合が所掌する火葬場（湖東地区斎場）に関する事務が、組合の解散に伴い今年度末をもって終了することとなったため、令和8年度からの火葬場の運営について、組合を構成する3市町（潟上市、八郎潟町及び井川町）による協議を行った。

その結果、火葬場に関する事務及び財産を潟上市が承継し、2町は火葬場に関する事務を潟上市へ委託し、潟上市へ負担金を支出することにより、3市町による運営を継続することとし、協議が成立した。

2 運営に係る基本方針

3市町では、人口は減少傾向にあるものの、一定の人口規模を持つ団塊世代が高年齢層にあり、今後10年から20年程度は火葬需要が続くものと見込まれる。

地域住民の需要に対応するためには、火葬場を維持する必要があることから、今後も3市町による運営を継続する。

3 負担金の算定方法

基本額20%（うち潟上市3/5、2町各1/5）、利用割80%（各市町の前々年度の利用者実績）により算定することとし、2町は潟上市へ納付する。

運営経費の負担割合

| 基本額（20%） | | | 利用割（80%） |
|------------|-------------|------------|----------------|
| 潟上市 3/5 | 八郎潟町 1/5 | 井川町 1/5 | 3市町の利用者実績により決定 |